

## 津市事業者緊急支援金交付要綱

令和3年10月22日訓第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、緊急事態措置の実施により大きな影響を受けている中小法人等及び個人事業者の事業の継続を支えるため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急事態措置 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第4号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。
- (2) 中小法人等 本市の区域内に事業所を有する事業者であって次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の中堅企業、中小企業その他の法人等
  - イ 常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合に限る。）
- (3) 個人事業者 本市の区域内に事業所を有する個人事業者をいう。

(名称)

第3条 第1条の支援金は、「事業者緊急支援金」（以下「支援金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 支援金は、次の各号のいずれかに該当する中小法人等及び個人事業者（以下「交付対象者」という。）に対し、人件費、賃料、光熱水費、仕入れに係る費用等の運転資金その他の事業活動の維持及び継続のために要した費用をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 次のいずれにも該当する中小法人等及び個人事業者
  - ア 令和2年9月以前から事業により売上を得ており、今後も事業を継続する意思がある者

イ 緊急事態措置の実施に伴う影響により、令和3年8月又は同年9月の売上について、前年同月又は前々年同月の売上と比較して30パーセント以上50パーセント未満減少する月（以下「売上減少対象月」という。）が認められる者

(2) 次のいずれにも該当する個人事業者

ア 令和2年9月以前から雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ており、今後も事業を継続する意思がある者

イ 緊急事態措置の実施に伴う影響により、令和3年8月又は同年9月の業務委託契約等収入の金額について、令和2年1月から同年12月まで又は平成31年1月から令和元年12月までの月平均の業務委託契約等収入の金額と比較して30パーセント以上50パーセント未満減少する月（以下「収入減少対象月」という。）が認められる者

ウ 令和2年9月以前から被雇用者又は被扶養者ではない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しないものとする。

(1) 三重県による売上減少対象月又は収入減少対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている者

(2) 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が津市暴力団排除条例（平成23年津市条例第3号）第2条第4号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第3号に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に掲げる公共法人

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(5) 宗教上の組織又は団体

(6) 政治団体

(7) その他市長が適当でないと認める者

（支援金の額等）

第5条 支援金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度

とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる中小法人等 売上減少対象月の前年同月の売上から売上減少対象月の売上を控除して得た額又は売上減少対象月の前々年同月の売上から売上減少対象月の売上を控除して得た額のいずれか多い額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）
- (2) 前条第1項第1号に掲げる個人事業者 売上減少対象月の前年同月の売上から売上減少対象月の売上を控除して得た額又は売上減少対象月の前々年同月の売上から売上減少対象月の売上を控除して得た額のいずれか多い額（当該額が5万円を超えるときは、5万円）
- (3) 前条第1項第2号に掲げる個人事業者 令和2年1月から同年12月までの間の月平均の業務委託契約等収入の金額から収入減少対象月の業務委託契約等収入の金額を控除して得た額又は平成31年1月から令和元年12月までの間の月平均の業務委託契約等収入の金額から収入減少対象月の業務委託契約等収入の金額を控除して得た額のいずれか多い額（当該額が5万円を超えるときは、5万円）

2 支援金の額は、交付対象者別に、売上減少対象月又は収入減少対象月ごとに前項の規定により算出した額の合計額とする。

3 前2項の規定により算出された支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請受付開始日及び交付申請期限）

第6条 支援金に係る交付申請受付開始日は、令和3年10月22日とする。

2 交付申請期限は、令和3年12月21日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（支援金の交付申請）

第7条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業者緊急支援金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 令和元年分又は令和2年分の確定申告書等の写し
- (2) 令和3年8月又は同年9月の売上を示した書類の写し
- (3) 個人事業者又は法人の代表者に係る本人確認書類
- (4) 申請者名義の通帳の写し
- (5) 事業者緊急支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）
- (6) 事業者緊急支援金請求書（第3号様式）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 支援金の交付申請は、原則として郵送により行うものとする。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付の決定を行うとともに交付すべき支援金の額を確定し、その旨を事業者緊急支援金交付決定及び確定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、支援金の交付を決定する場合においては、当該交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより条件を付すものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条の市長が定める期日は、申請者が第8条の規定による交付の決定及び確定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(適用除外)

第11条 支援金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書(規則第6号様式)の提出を要しないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和3年10月22日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

事業者緊急支援金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所又は事業所の所  
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市事業者緊急支援金交付要綱第7条第1項の規定により、事業者緊急支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

①	主な業種	
②	市内店舗又は事業所の所在地	（代表する1箇所の事業所を記入してください。） 津市_____
③	事業開始年月日	年 月 日
④	資本金額	（法人のみ）
⑤	従業員数	名

## 2 要件確認表

令和3年8月の前年同月比又は前々年同月比の減少率が30パーセント以上50パーセント未満となるもののうち、減少額が大きい方について記入してください。

(A)	令和3年8月の売上（収入） _____円	(B)	令和____年8月の売上（収入） _____円
(C)	8月の減少額 (B) - (A) _____円	(D)	8月の減少率 $\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100\% = \text{_____}\%$ (小数点第2位以下切捨て)

令和3年9月の前年同月比又は前々年同月比の減少率が30パーセント以上50パーセント未満となるもののうち、減少額が大きい方について記入してください。

(E)	令和3年9月の売上（収入） _____円	(F)	令和____年9月の売上（収入） _____円
(G)	9月の減少額 (F) - (E) _____円	(H)	9月の減少率 $\frac{(F) - (E)}{(F)} \times 100\% = \text{_____}\%$ (小数点第2位以下切捨て)

## 3 申請額

上記の「2 要件確認表」に基づき申請額を記入してください。ただし、交付申請額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨ててください。  
(中小法人等の場合)

(I)	8月分 (100千円と(C)の小さい方の額) _____円	(J)	9月分 (100千円と(G)の小さい方の額) _____円	(K)	交付申請額 (I) + (J) _____千円
-----	-------------------------------------	-----	-------------------------------------	-----	-------------------------------

(個人事業者の場合)

(L)	8月分 (50千円と(C)の小さい方の額) _____円	(M)	9月分 (50千円と(G)の小さい方の額) _____円	(N)	交付申請額 (L) + (M) _____千円
-----	------------------------------------	-----	------------------------------------	-----	-------------------------------

(注意事項)

- ※ 市内に複数の店舗又は事業所を有している場合でも、1事業者1回限りの申請となります。
- ※ 令和元年分又は令和2年分の税申告を白色申告で行った方若しくは主たる収入を雑所得又は給与所得として確定申告を行った方については、同年の1年間の売上を同年に事業を営む月数で除して得た額を、「2要件確認表」の㊸又は㊹の欄に記載し、減少額を算出してください。
- ※ 令和元年分又は令和2年分の税申告を行っていない方は、申請できません。
- ※ 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。
- ※ 申請内容等について、必要に応じて別途書類を提出していただく場合又は現地調査をさせていただく場合があります。

## 第2号様式（第7条関係）

### 事業者緊急支援金の申請に関する誓約書

私（法人・個人）は、事業者緊急支援金（以下「支援金」といいます。）の申請に当たり、津市事業者緊急支援金交付要綱の規定に従い、次の事項を誓約します。

- 1 申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金の申請を取り下げ、返還します。
- 2 支援金の対象として申請する事業者は、申請する時点で事業を継続しており、事業を廃止する予定はありません。
- 3 支援金の申請に当たって提出する書類の写しは、全て原本と相違ありません。
- 4 飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けており、三重県により、令和3年8月及び9月に実施された営業時間短縮要請等に伴う協力金の支払対象ではありません。
- 5 被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者ではありません。（主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者に限ります。）
- 6 津市長が必要と認める場合には、納税者情報・納付状況の確認、関係書類の提出指導、事情聴取、立入り検査等の調査に協力し、交付申請に関わる個人情報について、庁内関係課及び三重県警察本部その他の官公庁へ提供することについて同意します。
- 7 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が津市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）である者又は同条第3号に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。

年 月 日

本店（社）所在地（住所） \_\_\_\_\_

法人名（個人事業者の場合は屋号） \_\_\_\_\_

代表者役職・氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

※ 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。



第3号様式（第7条関係）

事業者緊急支援金請求書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

（法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所又は事業所の所  
在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり支援金を請求します。

対象事業名	事業者緊急支援金			
交付請求額	金 円			
振 込 先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区 分	1 普通 2 当座
	<small>ふりがな</small> 口座名義人			

- ※ 申請者名義の振込先を記載してください。
- ※ 申請者名義の通帳の写し（上記の情報が記載された頁）を添付してください。
- ※ 振込先の情報は、誤りのないよう記載してください（誤り等があった場合は、支援金の交付に時間がかかる場合があります。）。

第4号様式（第8条関係）

事業者緊急支援金交付決定及び確定通知書

（記号番号）

年 月 日

（住 所）

（氏名・法人等） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付で申請のあった事業者緊急支援金を下記  
のとおり条件を付けて交付しますので、津市事業者緊急支援金交付要綱  
第8条の規定により通知します。

記

交付決定額及び確定額

金 \_\_\_\_\_

条 件

1

2

3

4

5